災害時における一時避難場所としての 使用に関する協定書

山陽小野田市 嶋田工業株式会社

災害時における一時避難場所としての使用に関する協定書

山陽小野田市(以下「甲」という。)と嶋田工業株式会社(以下「乙」という。)は、災害時における一時避難場所としての施設の使用に関して、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、山陽小野田市内において大規模な地震、洪水、大雨による土砂災害等の災害が発生又は発生するおそれがあるとき(以下「災害時等」という。)に、乙の協力を得て、乙の所有する施設を一時避難場所として避難者を受け入れるに当たり、必要な事項を定めるものとする。

(一時避難場所の指定及び住民への周知)

第2条 甲は、この協定による施設を民間協力緊急一時避難場所として位置付け、 住民に周知する。

(使用施設及び範囲)

第3条 民間協力緊急一時避難場所は、乙の指定する施設中の別紙に示す範囲とする。

(施設変更等の報告)

第4条 乙は、前条の施設に変更が生じたとき、又は施設の使用が不可能となると きは、速やかに甲に報告するものとする。

(一時避難場所の開設)

- 第5条 甲は、次の場合に乙に対して民間協力緊急一時避難場所を開設するよう要請することができる。
 - (1) 大規模な地震等により被害が発生した場合や、洪水等により浸水する地域が発生する場合、大雨等により土砂災害が発生する場合等、緊急に周辺住民の避難が必要となった場合
 - (2) その他、著しく住民の生命を脅かす事態になり、甲が乙の施設に避難させる 必要があると認めた場合
- 2 前項の要請があった場合に、乙は第3条の範囲を一時避難場所として開設し、 住民に使用させるものとする。ただし、乙が被災したときはこの限りではない。
- 3 第1項の要請は、甲が乙に対し、一時避難場所開設要請書(様式第1号)を提 出する方法により行うものとする。ただし、緊急の場合は、口頭、電話等により 要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。
- 4 前項までの規定によらず、乙が自主的に民間協力緊急一時避難場所の開設を行った場合には、乙は速やかに甲にその旨を報告するものとする。

(費用の負担)

- 第6条 当該施設の使用料は無料とする。
- 2 当該施設を一時避難場所として使用したことにより生じた費用及び損害につ

いては、甲が負担するものとする。

(使用の禁止)

第7条 山陽小野田市内において大規模な台風等による高潮又は津波による災害が発生するおそれがある場合は当該施設の使用を禁止する。また、震度6強以上の地震が観測された場合は、当該施設の安全が確認されるまで使用を禁止するものとする。

(使用期間)

第8条 一時避難場所の使用期間は、第5条第2項の規定よる開設から7日以内とする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合は、甲は乙に対して一時避難場所使用延長申請書(様式第2号)により、期間の延長を申請するものとする。

(一時避難場所の閉鎖)

第9条 第5条第2項の規定による一時避難場所としての使用を閉鎖する場合は、 甲は乙に対し、その旨を連絡し、合わせて一時避難場所使用終了連絡所(様式第 3号)にて通知するものとする。

(連絡窓口)

第10条 甲及び乙は、この協定に関する連絡窓口を定め、相手方に通知しなければならない。また、連絡窓口を変更したときも同様とする。

(有効期間)

第11条 この協定書の有効期間は、締結の日から1年間とする。ただし、有効期間満了の日の30日前までに、甲又は乙から、各相手方に対し文書による終了の意思表示が無い場合は、更に1年間継続するものとし、以後この例による。

(疑義の解決)

第12条 この協定書に定めのない事項又はこの協定書に関して疑義が生じたと きは、その都度甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定の成立を証するため、この協定書を2通作成し、甲乙記名押印の上、 各自その1通を所持する。

令和元年 9月 1日

- (甲) 山陽小野田市 山陽小野田市長 藤田 剛二
- (乙) 山陽小野田市大字西高泊631-11 嶋田工業株式会社 代表取締役 嶋田 栄作

年 月 日

嶋田工業株式会社 代表取締役 嶋田 栄作 様

山陽小野田市長

一時避難場所開設要請書

災害時における一時避難場所としての使用に関する協定第5条の規定に基づき、次のとおり協力を要請します。

日時		年	月	日	時	分
場所	名称: 住所:					
内 容	一時避難場所	の開設				
その他						

(山陽小野田市 連絡担当者)

所	属	
職名・	氏名	
電話	番 号	

年 月 日

嶋田工業株式会社 代表取締役 嶋田 栄作 様

山陽小野田市長

一時避難場所使用延長申請書

災害時における一時避難場所としての使用に関する協定第8条の規定に基づき、次のとおり連絡します。

日時		年	月	日	時	分
場所	名称: 住所:					
内 容	一時避難場所	の閉鎖				
その他						

(山陽小野田市 連絡担当者)

所	属	
職名・	氏名	
電 話	番 号	

年 月 日

嶋田工業株式会社 代表取締役 嶋田 栄作 様

山陽小野田市長

一時避難場所使用終了連絡書

災害時における一時避難場所としての使用に関する協定第9条の規定に基づき、次のとおり連絡します。

日時		年	月	日	時	分
場所	名称: 住所:					
内容	一時避難場所	斤の閉鎖				
その他						

(山陽小野田市 連絡担当者)

所	属	
職名・	氏名	
電 話	番 号	